

こ保給第 508 号
令和 5 年 6 月 7 日

学校法人 和泉学園
認定こども園 いづみ幼稚園
代表者様

横浜市こども青少年局保育・教育給付課長

令和 4 年度私立幼稚園等預かり保育事業における 施設等利用費の額について

貴園における令和 4 年度私立幼稚園等預かり保育事業における施設等利用費の額は、以下の記載のとおりです。これをもとに、各給付認定保護者の方々に、施設等利用費の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※) 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成 26 年内閣府令第 39 号）第 56 条第 2 項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっています。

2, 034, 450 円

(注) 上記は、横浜市から施設等利用給付認定 2 号を受け、貴園に在籍し、私立幼稚園等預かり保育事業の補助対象となった園児の施設等利用費の総額です。

令和5年 月 日

給付認定保護者のみなさま

認定こども園 いづみ幼稚園

令和4年度私立幼稚園等預かり保育事業における 施設等利用費の額に係る法定代理受領額の通知について

令和4年度に、本園が代理受領した施設等利用費の額は、別紙「令和4年度私立幼稚園等預かり保育事業における施設等利用費の額について」のとおりとなります。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設等利用費については、給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に幼児教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。
- ・「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年内閣府令第39号）第56条第2項により、特定子ども・子育て支援提供者は、法定代理受領した施設等利用費の額について、給付認定保護者に通知しなければならないことになっているため、このたび、令和4年度の実績をご報告するものです。（あくまで、実績をご報告するものであり、これにより、追加の給付や追加徴収が発生するものではありません。）